

# 令和7年定例会6月会議

## 豊浦町議会会議録

令和7年6月13日（金曜日）

午前10時00分 再開

午前11時55分 散会

令和7年定例会6月会議  
豊浦町議会会議録

令和7年6月13日（金曜日） 午前10時00分 再開

◎議事日程（第3号）

再開宣告

開議宣告

- 日程第1 議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第2 議案第34号 豊浦町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
日程第3 議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
日程第4 議案第36号 財産の取得について  
日程第5 議案第37号 工事請負契約の締結について  
日程第6 議案第38号 工事請負契約の締結について  
日程第7 議案第39号 工事請負契約の締結について  
日程第8 議案第40号 令和7年度豊浦町一般会計補正予算（第1号）について  
日程第9 報告第1号 専決処分の報告について（豊浦町税条例の一部を改正する条例）  
日程第10 報告第2号 繰越明許費の報告について  
日程第11 委員会報告 総務文教常任委員会委員長報告  
日程第12 発議第2号 議員の派遣について  
日程第13 発議第3号 議員の派遣について  
日程第14 意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

散会宣告

◎出席議員（8名）

議長	8番	勝木嘉則君	副議長	7番	石澤清司君
	1番	大高一敏君		2番	小川晃司君
	3番	阿部和之君		4番	大里葉子君
	5番	渡辺訓雄君		6番	宇川裕哉君

◎欠席議員（0名）

◎説明員

町	長	杉谷佳昭君	
副	町	長	沼舘靖展君

教	育	長	葛	西	正	敏	君
代	表	委	菅	野	厚	志	君
総	務	課	石	川	壯	輔	君
総	務	課	武	田	貴	博	君
企	画	課	本	所		淳	君
企	画	課	宮	崎	優	亮	君
町	民	課	久	保	隆	史	君
町	民	課	竹	島	英	和	君
農	林	課	井	上	政	信	君
水	産	課	長	谷		晋	君
建	設	課	佐	藤	一	貴	君
建	設	課	松	岡		拓	君
生	涯	課	大	嶋	果	林	君
総	合	課	武	石		修	君
総	合	課	阪	下	克	哉	君
国	民	課	高	橋	美	香	君

◎事務局出席職員

事	務	局	長	荻	野	貴	史	君
書			記	佐	藤		基	君

◎再開宣告

○議長（勝木嘉則君） 皆さん、おはようございます。

昨日に続き、定例会 6 月会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は 8 名であり、法第 113 条の規定による定足数を満たしております。よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長（勝木嘉則君） これより、本日の会議に入ります。

◎議案第 33 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（勝木嘉則君） 日程第 1、議案第 33 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 議案第 33 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

豊浦町固定資産評価審査委員会委員伊藤邦廣氏は、令和 7 年 9 月 16 日をもって任期満了となりますが、再任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

6 月会議の説明資料の 1 ページ目をご覧くださいと思います。

伊藤氏は、東雲町にお住まいで、75 歳でございます。

北海道大学を卒業後、豊浦町職員として昭和 50 年 4 月から平成 22 年 3 月までの 35 年間、水産係技師、税務課長、議会事務局長、総務課長、民生課長などの要職を経験され、退職後は豊浦町社会福祉協議会事務局長を 5 年間務められました。平成 27 年 4 月から令和 5 年 3 月まで、船見ヶ丘東自治会長及び行政相談員としてご尽力され、地域に大変親しまれている方でもあります。

現在、伊藤邦廣氏は、平成 28 年 9 月から 3 期 9 年、固定資産評価審査委員会委員をさせていただいており、引き続き、税に限らず、豊富な知識と経験を固定資産評価審査に生かしていただけたと考えております。

議員各位のご同意を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5 番（渡辺訓雄君） 固定資産評価委員は、令和 6 年度の委員会の開催があったかないか、必要に応じてするという状況はおおむね把握しているのですが、それと同時に、今の固定資産の評価などの内容について、課題等も含めて何かあったかなかったか、なければならぬ結構ですが、令和 6 年度に開催があったかないかも含めてお尋ね申し上げます。

○議長（勝木嘉則君） 久保町民課長。

○町民課長（久保隆史君） 令和 6 年度におきましては、通常固定資産の評価額に不服があつて申立てがあつた場合に開催されるもので、令和 6 年度は申出がございませんでしたが、一応、

研修会という形として今年の3月に1回行っております。研修の中身については、令和6年度の固定資産税の課税状況などを報告しております。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。  
討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は同意することに決しました。

◎議案第34号 豊浦町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（勝木嘉則君） 日程第2、議案第34号 豊浦町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 議案第34号 豊浦町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。

豊浦町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由としましては、令和7年定例会3月会議において議決をいただきました豊浦町課設置条例の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正が必要であることから、本条例案を提出するものです。

改正条文の朗読を省略し、条例改正等新旧対照表でご説明いたします。

対照表の1ページをお開き願います。

まず、第1条として、豊浦町議会委員会条例を改正するものです。

内容としましては、課設置条例の一部改正に伴い、第2条第1号の7、政策財政課を企画財政課に課名を改めるものです。

次に、2ページをお開きください。

第2条として、豊浦町総合計画及び総合戦略策定審議会条例を改正するものです。

内容としましては、先ほどと同様に、第7条の政策財政課を企画財政課に改めるものです。

議案書の3ページにお戻りください。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

### ◎議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長(勝木嘉則君) 日程第3、議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所企画財政課長。

○企画財政課長(本所 淳君) 議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明いたします。

提案の理由につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更を行う場合については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、都道府県と事前に協議し、当該市町村の議会の議決が必要となっております。

去る5月9日に北海道との事前協議が終了し、同意する旨の通知がありましたので、今回、計画変更についてご提案するものでございます。

5ページの総合整備計画書により概略をご説明させていただきます。

まず、一つ目の辺地の概況としまして、辺地を構成する地区は、高岡・大和・新山梨地区、地域の中心の位置は、大和144番地2、100点以上が辺地となる辺地度点数は218点でございます。

二つ目の公共的施設の整備を必要とする事情から一部変更がございますので、別冊の条例改正等新旧対照表によりご説明いたします。

3ページをお開き願います。

2、公共的施設の整備を必要とする事情のうち、飲用水供給施設において、「良好な地下水を確保できたことから、新水源地として取水施設の整備を行う」を、変更後は、「その結果、良好な水源は確保できたが、水の供給量が不足することが判明したため、より水源に近い箇所を改めて試験井をさく井するなど、引き続き供給量の判定を行う必要がある」に変更するものでございます。

3、公共施設の整備計画においては、飲用水供給施設大和簡水整備の事業費2,613万8,000円を4,033万1,000円に変更のほか、財源内訳について、記載のとおり変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(勝木嘉則君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5番(渡辺訓雄君) 総合整備計画書の内容についてどういうふうにして質疑すればいいかなと思ったのですが、この整備計画は令和6年度から令和10年度までの5年間ということで、この整備計画の整合性というか、私の思いと乖離があるものだからお尋ね申し上げます。

美和の関係はいろいろ取り組んできた経緯も把握しているのですが、ここに生産施設の水産系堆肥を生産する施設の発酵棟においてなどという文言があって、状況は分かるのですが、こ

れに関しては、今は令和7年ですけれども、令和6年度でしたか、施設の屋根も傷んでいるということで、改修して終わりましたよね。今、令和7年度ですが、また新たにやるということなのか、総合整備計画を変更したのでこういう取扱いをしなければいけないということなのか、そこの根っこをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） 本所企画財政課長。

○企画財政課長（本所 淳君） 今、渡辺議員がおっしゃったハザカプラントの関係ですが、令和6年度で屋根の改修が終わりまして、この計画上、ハザカについては終了ということでございます。ただ、この計画は令和6年から10年までの一体の計画になってございますので、終了した部分についてもそのまま計画としては残りますが、ハザカに関する部分でこれからの計画というのは現在はありませんので、そこの部分に関しては終了したということでございます。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） ハザカプラントの関係ですが、後段に「発酵機能の低下や安全性に支障を来している」という文言があるのだけれども、先を察すると、それらも変更計画の中には入らないというのが私の思いなのです。それらに取り組むためにまた変更して進めていくのか、これでもう終わりなのか。

何を言いたいかというのと、プラントのほうも、老朽化というか、レーンにいろいろな損傷があったりして、その程度で直していくのならいいけれども、抜本的に見直しをしていく時期にもあるのかなという思いもあったものだから、そこも含めてお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 今のご質問ですけれども、今後につきましては、6年度に屋根改修をしていますので、その機能低下などは改善されているのかなと判断しています。この計画期間は10年度までですけれども、その間でのさらなる工事はないと考えております。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第36号 財産の取得について

○議長（勝木嘉則君） 日程第4、議案第36号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 議案第36号 財産の取得についてご説明します。

議案書の6ページをご覧ください。

次のとおり財産の取得をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案の理由としましては、平成24年に整備した役場庁舎電話設備は、耐用年数10年を超えて使用しているため設備更新が必要であり、取得財産の価格が700万円を超えることから、議会の議決を求めるものです。

取得物件につきましては、役場庁舎電話設備一式で、契約方法につきましては随意契約です。

取得価格につきましては、1,052万4,690円に北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で計算された利子分を加算した額となります。

契約の相手方につきましては、北海道市町村備荒資金組合です。

次に、別冊の6月会議説明資料の2ページをお開きください。

備荒資金組合と随意契約するに当たり、電話設備の調達業者及びその金額を決定するため、事前に入札を行いましたので、その経過についてご説明いたします。

入札執行日は、令和7年5月27日です。

業務内容は、役場庁舎電話設備更新一式です。工期につきましては、令和7年9月30日までとしております。

入札経過として、落札1回目、落札金額956万7,900円、消費税は95万6,790円、合計1,052万4,690円で、落札業者は株式会社池内システムインテグレーションです。

2番札等は、落札業者以外全て辞退されたため、ありませんでした。

指名業者につきましては、6者となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第37号 工事請負契約の締結について

○議長（勝木嘉則君） 日程第5、議案第37号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） 議案第37号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書は7ページになります。

東雲団地特公賃住宅長寿命化改善工事について、次のように工事請負契約を締結するものでございます。

提案理由ですが、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、東雲団地特公賃住宅長寿命化改善工事です。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

予定価格は、税込みで5,485万7,000円、税抜きで4,987万円でございます。

契約の金額は、税込みで5,049万円、税抜きで4,590万円でございます。

契約の相手方は、工藤・安田特定建設工事共同企業体です。

工事概要と入札経過につきましては、説明資料の3ページをご覧ください。

入札執行日は、令和7年5月27日でございます。

工事概要ですが、場所は豊浦町字東雲町、工事内容は屋上防水面積626平米、笠木取替え126メートル、外壁塗装面積1,132平米、壁一部貼り替え、クラック補修、シーリング打ち替えの一式となっております。工期については、令和7年10月31日までとなっております。

次に、入札経過です。1回目で落札しております。落札金額は4,590万円、落札率は92.04%、消費税は459万円です。落札業者は、工藤・安田特定建設工事共同企業体となります。

2番札は、4,660万5,000円で、入札率は93.45%、2番札業者はアサヒ・駒井特定建設工事共同企業体です。

今回の入札に当たっての指名業者でございますが、浅水・ワタナベ特定建設工事共同企業体、高清水・マルウチ内藤特定建設工事共同企業体、アサヒ・駒井特定建設工事共同企業体、工藤・安田特定建設工事共同企業体の4共同企業体を指名しております。

説明は以上でございます。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第38号 工事請負契約の締結について

○議長（勝木嘉則君） 日程第6、議案第38号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） 議案第38号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の8ページとなります。

橋梁補修工事（下田橋）について、次のように工事請負契約を締結するものでございます。

提案理由ですが、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、橋梁補修工事（下田橋）です。

契約の方法ですが、指名競争入札でございます。

予定価格は、税込みで1億1,539万円、税抜きでは1億490万円でございます。

契約の金額ですが、税込みで1億1,440万円、税抜では1億400万円となっております。

契約の相手方は、豊浦・北振特定建設工事共同企業体です。

工事概要と入札経過につきましては、説明資料の4ページをお開きください。

入札執行日は、令和7年5月27日でございます。

工事概要ですが、場所は豊浦町字大和、工事内容ですが、下田橋架替、下部工橋台撤去、新設1基、上部工桁制作、架設1基、仮設工施工ヤード撤去、仮橋撤去一式となっております。

工期については、令和8年3月13日までとなっております。

次に、入札経過です。1回目で落札しております。落札金額は1億400万円、落札率は99.14%、消費税は1,040万円です。落札業者は、豊浦・北振特定建設工事共同企業体です。2番札は、1億750万円で、入札率は102.48%、2番札業者は高橋・安田特定建設工事共同企業体です。

今回の入札に当たっての指名業者ですが、道栄・小坂特定建設工事共同企業体、豊浦・北振特定建設工事共同企業体、高橋・安田特定建設工事共同企業体の3共同企業体を指名しております。

説明は以上になります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長（勝木嘉則君） 日程第7、議案第39号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） 議案第39号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書は9ページとなります。

市街地区簡易水道配水管更新工事について、次のように工事請負契約を締結するものでございます。

提案理由ですが、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的ですが、市街地区簡易水道配水管更新工事です。

契約の方法ですが、指名競争入札でございます。

予定価格は、税込みで1億1,788万7,000円、税抜きでは1億717万円でございます。

契約の金額ですが、税込みで1億1,495万円、税抜では1億450万円でございます。

契約の相手方は、豊浦建設工業株式会社でございます。

次に、工事概要と入札経過につきましては、説明資料の5ページをご覧ください。

入札執行日は、令和7年5月27日でございます。

工事概要ですが、場所は豊浦町市街地、工事内容は、配水管敷設、H P P Eというのは水道配水用のポリエチレン管のことでございます。ファイ150とは内径150ミリメートルを指します。全長712.6メートル（2路線）、H P P Eファイ150、全長267.7メートル（1路線）、H P P Eファイ75、全長192.5メートル（1路線）、P Pはポリプロピレン管のことで、ファイ50、全長は314.6メートル（1路線）となります。工期につきましては、令和8年1月30日までとなっております。

次に、入札経過です。1回目で落札しております。落札金額は1億450万円、落札率は97.51%、消費税は1,045万円です。落札業者は、豊浦建設工業株式会社となります。2番札は1億600万円で、入札率は98.91%、2番札業者は、小坂建設株式会社となります。

今回の入札に当たっての指名業者ですが、小坂建設株式会社、株式会社安田組、豊浦建設工業株式会社の3者を指名してございます。

説明は以上となります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 令和4年度の予算にも工事の概要が載っておったのですが、これに豊浦町市街地とあるけれども、大ざっぱでいいので、線路から上とか線路から下とか、東なのか西なのか、お尋ね申し上げます。

○議長（勝木嘉則君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） ただいまのご質問でございますが、道路名でご説明させていただきます。

上部にあります2路線につきましては、町道豊浦東雲線、町道東雲福岡線の2路線となります。その下の全長267.7メートルの1路線は、町道旭町本町線となります。その下の全長192.5メートルの1路線につきましては、町道船見線、その下の最後の全長314.6メートルは、町道浜高岡線となります。

○議長（勝木嘉則君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第40号 令和7年度豊浦町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（勝木嘉則君） 日程第8、議案第40号 令和7年度豊浦町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所企画財政課長。

○企画財政課長（本所 淳君） 議案第40号 令和7年度豊浦町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書の10ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正については、それぞれ1,268万2,000円を追加し、総額を52億8,368万2,000円といたします。補正内容につきましては、別添の補正予算概要書のとおりですが、その主な要因についてご説明いたします。

初めに歳出ですが、豊浦町定額減税調整給付金（不足額給付）事業費では、令和6年度に実施した定額減税補足調整給付金において、令和6年分所得税及び定額減税額が確定したことにより、支給額に不足を生じた方等に対し給付金を支給するため、所要額を追加いたします。

農業振興費では、農業用機械の導入、農地の改良等を行う新規就農者に対して国・道支出金を活用し、経営発展を支援するための補助金所要額を追加いたします。

次に、歳入については、国庫補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び新規就農者育成総合対策事業を追加、同補助金として新規就農者育成総合対策事業を追加いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

石澤議員。

○7番（石澤清司君） 農林水産業費の農業振興費について質問させていただきます。

農業振興費については、経営発展支援事業ということで、新規就農者の補助事業ということですが、この補助金の申請について採択されるまでの経過説明と、採択に至る要件等について答弁いただきたいと思っております。

まず、本来であれば本年度の本予算に提案されるべき案件だと私は捉えておるわけですが、なぜこの6月の補正になったのかということです。本来であれば、道、国を經由して、事前にこの補助金の申請を今までののが定例というか、そういうような関係で補助申請をするということではないかと思っております。

まず、補正をするということは、何か緊急性があつて補正しなければならない、また、国の補助事業で緊急に対応する補助が出たという捉え方でいいのか、その辺も含めて答弁をいただきたいと思っております。

○議長（勝木嘉則君） 井上農林課長。

○農林課長（井上政信君） この補助事業につきましては、あくまでも個人が申請をしていただいて、それを市町村が窓口となり北海道に進達をし、北海道が採択を決めていくのですが、その採択に当たっては、個人の経営の計画を点数化して、点数の高い人から順番に採択されていきます。経営規模の拡大の内容とか、法人化を目指すとか、今は全てを記憶していませんけれども、加点方式で点数の高い人から採択されるということです。

この方は、個人情報にはあまり踏み込みたくないのですが、何回か落選されて、このたび、ようやく採択されたということで、計画を見直すというような経緯もあつて、4月30日付をもって補助金採択の内報があり、最短で補正予算ということで、今、出させていただいたということで、年度当初においてはこのお話はなかったということで、当初予算になかったものであります。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 採択に当たる補助の要件がありますよね。こういうことも、こういう

こともといろいろな要件があつて補助して、それが採択されるということで、その内容について、あくまでも個人が申請したということですが、町を経由して出したということは、資料的なものについては個人が町に提出をして、そのまま道に書類を上げたという捉え方でいいのか、町で目を通して町の形式というか、補助の対象になる様式に基づいて、町が知事等に申請したという捉え方でいいのか、その辺はどういう受け止め方なのか、もう一度ご答弁いただきたいと思ひます。

○議長（勝木嘉則君） 井上農林課長。

○農林課長（井上政信君） この補助事業のスキームと申しますか、仕組みについて簡単に述べさせていただきます。

まず、事業対象者は50歳未満の認定新規就農者ということで、担い手支援協議会というものが農業サイドにありまして、農協職員や役場、普及センター、その他農業関係機関で構成する農業委員会なども含めて審査をして、そこで就農計画について認められた49歳以下の認定新規就農者の方が該当となります。

補助事業には上限がありまして、事業費の上限が750万円、国と北海道で4分の3の補助金が当たりますから、最大で750万円の補助制度が受けられるという内容でございます。

本人の負担は4分の1ということで、この4分の1については、金融機関からの融資を受けてくださいという条件も付加されてございます。

事業の流れですけれども、市町村が計画を受理するのですが、当然、その作成に対して助言指導なども行いまして、申請したものがなるべく通るようにアドバイスや助言などもさせていただいた中でやってございます。それを最終的に判断するのが北海道で、北海道が認可したもののについては豊浦町に内報が来るという流れでございます。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 町は、あくまでも個人の経営者がこの補助事業をどういうことで見つけてきたか、そこまで何も詮索することではないのですけれども、それで分かって、町に申請をして提出してくださいということで、この補助申請が上がったから、町として道に申請をしなければならないので目を通して、それぞれの補助金の内容を添削して申請をしたという私が言った捉え方でいいのか。

町として全体の新規就農に向けて、こういう事業があるのだということを新規就農や担い手を含めてその情報を伝達して、この方は町を経由して道に上げたということなのか。

また、道にしても、受付の年数があるから、当然、令和7年度の予算という受け止め方であるのですけれども、令和6年度もその事業としてあったのではないのかと思ひます。例えば、国の補助事業にしても、道の補助事業にしても、残予算的なトータル的なものが満額でなければ、引き続き次の年度に枠としてあるという捉え方も補助事業ではあるものですから、その辺のところを分かっている範囲内でご説明していただきたい。

私個人が情報を持って、こういうことができるのだという受け止め方で、その農業経営者はなかなかすばらしいなと思ひているのですけれども、今後、町としてそういうようなものが、当然、町にはこういう事業がありますよと事前に道からいろいろと事業内容の説明もあったのではないのかと私は捉えているのですけれども、その辺のところも含めてご説明をいただければと思ひます。

○議長（勝木嘉則君） 井上農林課長。

○農林課長（井上政信君） 新規就農者が活用できる補助制度というのは、これ以外にも、就農準備資金に関わる貸付制度など資金関係のものが別途あるのですが、こういうものも含めて、

このほかに豊浦町単独での補助事業もありますし、こういうものは就農されている研修期間中にこういうものがありますということで役場の担当者から、豊浦町では就農した場合にはこういう補助制度がありますということ募集の段階からお示ししていますので、それを当てにしてといたしますか、それを踏まえた中で皆さんは就農準備をされてきて、計画どおり進んでこれにたどり着いているということで、最初から分かった状態で研修されていたという認識です。

それから、これは予算補助ですので、当然、道や国にも予算の限度がございます。先ほど申しましたが、採択に当たっては、その農業者の就農計画を点数化し、点数の高い方から採択になっていくということで、そこで使われた予算が余れば、2次募集、3次募集という形で次々と次回の募集に載っていくということです。

個人情報に触れないように話しますが、この方は、一度採択に漏れて、計画の内容を見直すなりして、点数を高めて出し直して、ようやくついたということです。この原資も、当初からのもではなくて、国や道で2次募集、3次募集というところのお金で、最初には載らなかったということで、何次募集か分かりませんが、そういう形で今回は採択されたものと思っております。

○議長（勝木嘉則君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） これは、町として、新規就農者ということも含めて何らかの補助を考えていく必要があると考えるのです。国と道と本人で全てを賄うということのように今説明を受けたのですけれども、やはり、町も新規就農者の特にイチゴについては、いろいろと重点的な事業としてやっているのです、それに向けて町もこの方に補助金として支援していくべきではないかと思うのですが、こういうことを一つの契機にして、町としても予算的なことはあるかもしれないですけれども、先ほど井上課長が説明したように、新規就農のときには、町も含めてこういう予算で支援しますということがあったと私も理解している一人なものですから、今回はこういう予算だからできないのかもしれないですけれども、今後に向けて、その辺のところをどういうふうに考えて進めていくか。

これが最後の質問ですけれども、分かっている範囲内で答弁いただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 井上農林課長。

○農林課長（井上政信君） 私たちの説明やPR不足かもしれませんが、豊浦町独自の条例をもって新規就農者を募集するときには、他の地域に負けないように、豊浦町にはこういう条例があって支援しますという形で、豊浦町新規就農者招致育成条例という条例を立ち上げて取り組んでおります。例えば、固定資産税についての助成をしますとか、住宅を賃貸したときには助成を出しますとか、受入れ農家には助成を出しますとか、ほかにも、初期投資助成と言いまして、今回のトラクターなど買えなかったものについても500万円の経費を限度に補助したりということをしております。逆に、こういうことをしないと条件のいいところに新規就農者が流れていくということで、これはできるだけ上司に説明しながら、担当としては死守していきたい大事な事業だと捉えています。

○議長（勝木嘉則君） ほかに質疑ございませんか。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） これを契機に新規の関係者が前進してくればいいのだけれども、細かいと言えば細かいけれども、予算の関係はおおむね分かるのだけれども、補正予算概要書の3ページ、4ページに機種が載っています。事業費が749万1,000円となっていて、この発展支援事業の6機種で749万1,000円ということなのか、お尋ねします。

○議長（勝木嘉則君） 井上農林課長。

○農林課長（井上政信君） ご質問のとおり、補正予算概要書の3ページ、4ページに写真と説明がありますが、この6点全部を含めて全体事業費として749万1,000円でございます。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） この機械の一個一個の代金が幾らするのかをお尋ねしましょう。

○議長（勝木嘉則君） 井上農林課長。

○農林課長（井上政信君） 700万円のうち、ほとんど半分がトラクターということになります。個別に一つ一つ申し上げます。

トラクターが326万7,000円、バケットつきローダーが51万7,000円、4ページの右下にあるパレットフォークが9万9,000円、ロータリーが68万2,000円、スノーブローが77万円、フレールモアが66万円、その他、土地の造成に149万6,000円かかります。土地の開拓というか、土地の開墾というか、農地の整備についても経費として使われまして、それが149万6,000円です。客土をしたり、農地として使える面整備に149万6,000円かかるということです。

以上、全部を合計しますと749万1,000円になります。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 細かいことだけでも、補助率の関係でここにも書いてありますが、受益者負担は幾らになるのですか。簡単にここから561万6,000円を引けばいいということですか。

○議長（勝木嘉則君） 井上農林課長。

○農林課長（井上政信君） 749万1,000円の4分の1ということで、187万2,000円です。端数はあるかもしれませんが、これが受益者というか、本人負担、農家さんが負担する分です。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 平たく言ったら、事業費からこの支出額の561万6,000円を引けば受益者負担になるということですね。

○議長（勝木嘉則君） 井上農林課長。

○農林課長（井上政信君） そのとおりでございます。749万1,000円から国、道の補助金561万6,000円を除いたものが受益者負担となります。

○議長（勝木嘉則君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎報告第1号 専決処分の報告について（豊浦町税条例の一部を改正する条例）

○議長（勝木嘉則君） 日程第9、報告第1号 専決処分の報告について（豊浦町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保隆史君） 報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書の18ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

専決処分は、豊浦町税条例の一部を改正する条例でございます。

議案書の19ページをご覧ください。

専決処分になります。

地方自治法第180条の第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分するものでございます。

専決処分日は、令和7年3月31日でございます。

別紙の条例本文の朗読を省略し、別冊の令和7年定例会6月会議資料の条例改正等新旧対照表の4ページ以降になります。

改正の趣旨としましては、地方税法等の改正に伴い、各税について所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容としては、町民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正により、引用している法律番号を定義する条項が第2条第15項から第2条第16項に改正されたため、同様に改めるものです。

新旧対照表で、4ページから5ページの中段までの第36条の2と第63条の2でございます。あとは6ページの下段から7ページの中段までの第89条、9ページの下段から10ページの上段の第142条がそれに該当いたします。

続いて、軽自動車税において、道路交通法施行規則の改正に伴い、新旧対照表の5ページから6ページの第82条の種別割の税率の規定について、原動機付自転車のうち2輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4キロワット以下のものを、2,000円とする規定を第1号ハに追加し、ハをニに、ニをホに繰下げをし、6ページ下段から7ページの第89条の種別割の減免の規定の第2項第5号のニ、ハの項目を追加するものでございます。

また、道路交通法の改正に伴い、7ページの下段から9ページの第90条の身体障がい者等に対する種別割の減免の規定において、マイナ免許証の運用が開始されたことから、マイナ免許証の項目を第2項第1号、第3項にそれぞれ追加するものでございます。

固定資産税において、10ページの福島復興再生特別措置法に規定する固定資産税の課税標準の特例措置が廃止されたことから、附則第10条の2、第23号から第26条の引用条項についてそれぞれ項を1ずつ繰り上げるものでございます。

10ページの下段から11ページの附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額規程において、特定マンションに係る特例について、申請書の提出がなくても一定の要件に該当する場合には特例を適用される規定を第14項に新設するものでございます。

11ページの下段から17ページの上段の附則第10条の4、平成28年度熊本地震に係る固定資産税の特例の規定及び附則第10条の5の平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の規定が廃止されたため削除され、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の規定が附則第10条の4へ繰上げとなります。

また、17ページの中段以降の令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の規定が附則第16条の4から第16条の2に繰上げされたため、附則第14条の4内の該当部分を附則第16条の4から附則第16条の2にそれぞれ改め、附則第10条の4、第2項において適用期間を2年間延長する

ものでございます。

議案書の22ページにお戻りください。

附則として、第1号の施行期日につきましては、令和7年4月1日施行でございます。

第2号の固定資産税に関する経過措置として、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

第3号の軽自動車税に関する経過措置として、新条例第82条第1号に係る部分の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたが、この報告は地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分の報告であることから、特に確認したい事項があれば質疑を受けることといたします。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、報告第1号 専決処分の報告について、豊浦町税条例の一部を改正する条例は報告済みといたします。

#### ◎報告第2号 繰越明許費の報告について

○議長（勝木嘉則君） 日程第10、報告第2号 繰越明許費の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所企画財政課長。

○企画財政課長（本所 淳君） 報告第2号 繰越明許費の報告についてご説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり繰越明許費の繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものです。

24ページをお開き願います。

令和6年度からの繰越額と財源内訳の一覧でございます。

一般会計総務費において、豊浦町住民税非課税世帯経済対策給付金事業1,042万5,203円、豊浦町子育て世帯経済対策給付金事業63万1,132円、豊浦町くらし応援券配布事業2,723万9,000円、衛生費において、出産・子育て応援事業（健康カルテシステム改修）118万8,000円、土木費において、住宅取得奨励金事業230万円、消防費において、西胆振行政事務組合負担金1,905万8,353円を令和7年度に繰越しするものでございます。

以上、計算書として報告させていただきます。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたが、報告案件であることから、特に確認したい事項があれば質疑を受けることといたします。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 自分自身が度忘れしたと思うのだけれども、土木費の住宅取得奨励金事業の繰越分はどのような事業の内容でしたか。

○議長（勝木嘉則君） 松岡建設課長補佐。

○建設課長補佐（松岡 拓君） 住宅取得奨励金事業の230万円についてですが、新築1件と中古住宅の取得及びリフォームを合わせたものが1件、合計2件の繰越しになっております。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なければ、報告第2号 繰越明許費の報告については報告済みといたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

○議長(勝木嘉則君) 休憩を閉じて、再開いたします。

◎委員会報告 総務文教常任委員会委員長報告

○議長(勝木嘉則君) 日程第11、委員会報告 総務文教常任委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会渡辺訓雄委員長、登壇願います。

○5番(渡辺訓雄君) それでは、所管事務調査について、本委員会で下記の所管事務調査を終了しましたので、報告いたします。

なお、朗読中に間違いなどがあるかもしれませんが、大目に見ていただきたいということを先に申し上げます。

それでは、調査事項は(1)から(10)までありますが、ルールでありますので、読み上げます。

- (1) 船見台スキー場の実態について。
- (2) 役場及び施設周辺の環境整備について。
- (3) 町有財産全体の实態について。
- (4) 選挙事務について。
- (5) 国保病院の収支実態等と改革プランの現状。
- (6) ふるさと納税の現状。
- (7) 交付税の現状。
- (8) 町税の現状及び町税滞納状況。
- (9) 大岸地区における旧室蘭本線の避難道路整備について。
- (10) 介護保険の現状(総合保健センター共)について。

調査の結果ですが、全部は申し上げられませんが、調査の年月日、1回目は、令和7年1月30日、現地調査と事務調査になっております。2回目は、令和7年4月24日、事務調査であります。3回目は、令和7年5月23日、現地調査と事務調査になっております。

また、出席委員、説明員などは、記載のとおりになっております。

(1) 船見台スキー場の実態についてです。

皆さんもご承知と思いますが、本施設は、町民の健全な心身の発達と、冬季スポーツの普及振興を図るため、昭和30年開設、昭和58年にロープトウが設置されました。以降、長く町民に愛され利用されてきたが、令和2年8月に設置点検委託業者より、設置から37年経過し、人員不足と部品供給が困難なことから、設置点検の業務が継続できない旨の知らせを受け、ロープトウ更新に係る費用が1,400万円であること、また、近年の積雪量から来る開設日数の減少から、事務事業評価対象事業となり、3年以内の廃止となった。

令和3、4年度はロープトウを稼働せず、滑走面の整備のみとして開設。その結果、町内小

学校のスキー学習でも使用しないこととなり、利用者の減少となりました。

令和3年度の事務事業評価により、3年以内の廃止となったため、令和5年度をもってスキー場としての開設を終了し、現在に至っております。スキー場を現地調査したが、使用されていない状況から、斜面にはススキや雑草が伸びるなど、手入れがなされていない状況となっていました。

所見としましては、船見台スキー場の再開は考えていないとの姿勢を改めるとともに、管理等も含め創意工夫され、春夏秋冬、少人数でも、いつでも誰もが利用できる最低限の施設整備を求めたいところです。

(2) 役場及び施設周辺的环境整備についてです。

現況ですが、①庁舎周辺的环境美化ボランティアとして、役場職員の職員親睦会が主催となり、毎年5月、8月の2回、勤務時間終了後に役場庁舎周辺の草取り、ごみ拾いを行っています。

②庁舎周辺の草刈りは、総務課職員が毎年5月から9月に、適時実施している。また、庁舎海側の斜面は、建設課にて実施しています。

③庁舎周辺の庭木剪定は、毎年10月から11月に、高齢者事業団に依頼して実施しています。

④庁舎周辺の除雪は、毎年12月から翌年の3月に、各課当番制で実施しています。

⑤庁舎内部（共用部分）及び周辺の清掃は、平日7時30分から12時の間、庁舎清掃員（会計年度任用職員）が実施しております。

⑥庁舎内部（各部署）の清掃は、週1回、職員が所属部署の清掃を実施している状況ですが、所見としては、役場及び施設周辺的环境整備は、上述の活動のほか、職員住宅についても、職員住宅すまいのしおりなどに頼らず、創意工夫に心がけ、状況に応じ取り組み、実践することを望みます。

(3) 町有財産全体の実態についてです。

令和5年度末における土地及び建物などの町有財産については、別添資料1のとおりとなっております。その別添資料は、後ろのほうにありますので、各自熟読しておいてください。

所見としましては、町有財産全体の実態については、提出資料にて説明があったが、特に遊休資産の売却は、意向だけではなく、早急に売却可能な町有地などをホームページ等に明示し、売却処分を推進するよう求めます。

(4) 選挙事務についてです。

これは、令和6年10月に行われた町議選のことですが、選挙事務において次の不備が生じているということです。

①令和6年9月30日に開催した立候補予定者事前説明会において、候補予定者に配付した選挙公営（公費負担）の手引に記載の単価について、改正前の単価を記載し、手引の差し替えが生じた。

②供託金の納付・返還に関する説明が不十分で、候補者を手間取らせた。

③告示日に候補者に渡すべき候補者用通常葉書使用証明書が配付漏れとなっていました。

④選挙ポスターの撤去に関する説明が不十分で、選挙後にポスター撤去に関する問合せが多々生じていた。

所見としては、選挙事務については、上述の不備に関する事項について反省点を踏まえ改善するとのことであるが、関係者を含め、不手際が生じないように再検証し、再発防止を図ることを求めます。

(5) 国保病院の収支実態等と改革プランの現状です。

現況としましては、①国保病院の収支実態等については、資料2のとおり、これも後ろのほうに資料2として添付してあります。令和6年度決算（見込み）を含め、令和2年度から5か年において、令和3年度決算を除き赤字決算となっている。令和2年度からの新型コロナウイルスにより、入院・外来患者が大幅に減少したが、令和3年度決算では、新型コロナウイルスワクチンの接種事業により、収益が確保された。その後、令和5年のコロナ5類移行の同時期に療養病床への転換により入院患者数が増加したが、外来患者による単価減少のほか、機材の老朽化や療養病床転換による設備投資、専門職員の採用などによる人件費増のため、見込みではあるが、令和6年度決算では1億1,500万円程度の赤字決算を見込んでいる。内部留保資金残高も毎年減少し、令和5年度決算においては3億円台にまで落ち込んでいる状況であります。

このような中ではあるが、入院患者数については、令和5年度においては、1日当たり平均45人を目標に、令和6年度においては50人を目標とし、室蘭圏域や管内の病院に対し、地域医療総合連携局を中心に、一人でも多くの患者数の増加に努め、特別交付税の増額や、外来患者数増加に向けた健康診断の実施先の確保、健康診断後の結果から生じる2次健診の受診者の取り込みなどによる収益増に向け、一円でも黒字となるよう取り組んでいます。

②経営強化プラン（旧改革プラン）の現状については、令和5年に療養病床への転換、理学療法士等の専門職員の採用、電子カルテなどのシステム導入、令和6年度には、事務局によるプロパー専門職員を採用できたものの、医師1名の退職により、医師3名体制には至っていないなど、経営強化プランにおける各項目の達成度合いの進捗状況を管理しています。

経営強化プランについては、内部だけの評価だけではなく、令和7年度以降、総務省アドバイザー事業により、経営強化プランを含めた経営状況の評価を外部専門家の目線で受けることとなっています。この結果によって、今後の病院形態が現状のままなのかどうかなどが判断される見込みとなっております。

そういう状況から、所見としては、①療養型病床に転換し運営しているが、人口減少に伴う患者数の減少など、医療を取り巻く経営環境は厳しい状況にあります。近隣の総合病院においても統合に向けた再編協議が行われ、経営改善に向け、患者数に応じた病床の適正化や医療体制の構築といったことが課題となっています。このような観点や医療スタッフの充実、60床満床に向けた体制の構築といった面からも収支改善には多くの課題があり、困難であると思料されます。

②予算編成に当たって、見込みで予算編成する収入額を支出額に合わせて編成しているが、決算時に収入額が予算と大きく乖離することのないよう予算編成に努めることを求めます。

③内部留保資金残高は、平成27年度決算では8億7,400万円ほどであったが、令和7年度末残高では3億円を下回ると見込まれ、交付税に頼らない病院運営に努め、収支改善を目指すことを求めます。

④経営強化プラン及び病院運営検討委員会の委員には、経営改善に向け、有識者や会計士等の専門家を選定し、今後を見据えた改善に取り組むこと。

⑤介護老人保健施設を併設している強みを生かし、さらなる連携・運営に努めること。

⑥外来患者には高齢の利用者が多いことから、緩和ケアやオンライン診療を実施するなど、創意工夫した取組を検討すること。

⑦今後も療養型病床による病院運営も赤字決算が続くと思料することから、病床数の削減や人口規模に応じた運営を検討することを望みます。

（6）ふるさと納税の現状です。

令和5年度総務省公表値によると、ふるさと納税収支として、寄附受入額は1億6,367万5,000

円で、経費の合計は8,176万220円となっており、実質寄附の受入額は、差引き8,191万4,780円となっています。これに対し、町民の方がふるさと納税をした分の流出額（住民税控除額）は455万1,435円となっています。この流出額分（住民税控除額）に対しては、75%が交付税措置されることから、補填金額として地方交付税が341万3,576円補われるため、結果として、本町のふるさと納税による実質収支額は8,077万6,921円となっています。

所見として、ふるさと納税寄附額伸長に向け、返礼品を追加するためにも新商品を開発し、財源確保に向け、鋭意取り組むようお願いいたします。

#### （7）交付税の現状です。

地方交付税の令和6年度決算見込み額は、27億3,670万5,000円で、前年度の27億3,616万9,000円に比べ、53万6,000円の増（プラス0.02%）となり、その内訳は、普通交付税が25億2,092万円、特別交付税が2億1,578万5,000円となり、本町は、歳入に占める町税収入などの自主財源の割合が低く、普通交付税の割合が類似団体の中でも高いことから、普通交付税への依存度が非常に高く、その動向に左右される財政構造となっています。

所見として、①正確な財政状況を把握し、持続可能な財政運営を図るためにも所管に属する職員のみならず、町職員全体が認識し行動するよう努めること。

②補助金の在り方を見直し、将来への投資や生活困窮者へ配分するなど、費用対効果を鑑みた支出とすること。また、効果や発展性が見込めない補助金ありきの事業の見直しを図ること。

③収支改善を図るため、補助金の削減や各種利用料金等を見直しにより、町民の負担が生じることを鑑みれば、状況によっては、職員などの人件費の削減も視野に入れるべきではないか。

④人口減少抑制のため、町外への転出者が増加しないよう、民間だけではなく、町としても空室となっている公営住宅の利用を促進するため、入居要件の緩和や空き家住宅の整備などに努めること。

⑤現状の財政構造では、経常的に必要な経費等を賄うため、基金の取り崩しや起債の借入れ等での運営となっていることから、基金が枯渇する可能性があるため、令和8年度より時間はかかるが、公共施設の在り方や国保病院及びやまびこの在り方、各種料金を見直し、各種補助金制度等を見直しを早急に行い、中期財政計画と現状を鑑みて、町の将来に向けた取組を行いたいとのことであるが、そのためにも、職員一丸となって、鋭意そのように取り組むこと。

#### （8）町税の現状及び町税滞納状況です。

①として、下記の数字は読み上げませんが、下記の表の状況になっております。

ア、個人町民税と国民健康保険税で、主に漁業事業者において貝毒などの影響で納付ができなかったが、本年度においては、前年より収納率は向上される見込みとなっております。

イの滞納繰越分ではありますが、これも数字は削除いたしますが、掲載されているとおりであります。

固定資産税は一括納付、個人町民税と国民健康保険税で、漁業事業者において高額納付があったことから、前年より大きく上回る収入率となる見込みであります。これも現年度と滞納の文言は同じであります。このようになっており、さらに滞納処分執行停止から3年経過などによる不納欠損額により、次年度は今年度より滞納繰越額は下回る見込みであります。

②町税滞納状況ですが、滞納者の人数については、令和6年度は前年度から22人減少の187人となっています。滞納額は、前年度において約600万円を全額納付した方がいたが、令和6年度末では滞納額の多い上位10人のうち、滞納額が100万円以上の滞納者が8人で、上位10人の合計滞納額は2,637万4,445円となっている現状です。

所見としては、①滞納者に対しては、催告状の発布や納税相談、財産調査、差押え、臨戸訪

問の実施などにより滞納解消に努めているが、長期にわたる滞納者への対応や管理など、その労力や効果を鑑みると財政運営にも悪影響となっています。このため、滞納解消に向け、簡易裁判所に調停を申し立てて、延滞金とともに回収を図る取り組みも行うこと。

②債権の種類を認識し、使用料についても債権管理のスケジュールにのっとり、現年度分はもちろんのこと、滞納繰越分についても回収を図り完納となるよう努めること。

③臨戸訪問による徴収回数を増やすとともに、収納対策本部会議を強化し、中期財政計画に基づき自主財源の確保に努めること。

(9) 大岸地区における旧室蘭本線の避難道路整備についてです。

これは、現地調査をした経緯があります。

現況として、国土交通省によると、乳幼児や高齢者など歩行困難な同行者がいる場合の歩行速度は0.52メートル毎秒となっています。これを踏まえ、大岸地区においては、近隣の避難目標地点までは徒歩40分以内に避難可能であり、津波が発生した場合における大岸地区の最短到達時間である68分から追うと、旧室蘭本線を避難道路として整備せずとも対応可能となっているのが現状です。また、大岸地区の旧室蘭本線を実際に歩いて現地を調査したが、背丈を超える笹やイタドリなどの草木が生い茂り、現状での利用は不可能となっているのが現状です。

所見として、大岸地区の旧室蘭本線は町道になっており、避難道路ではなく、多種多様に活用できるため、笹刈りなどを行い、近接する豊泉公民館も避難所として利用できるよう最小限の対応はすべきであります。

(10) 介護保険の現状（総合保健センター共）です。

①介護保険の現状ですが、本町では、令和6年度より、介護保険料の所得別段階を従来の9段階から13段階に細分化している。基準額となるのは第5段階で、年間7万9,200円、月額では6,600円となっています。この保険料については、道内の156保険者中7番目、全国では1,573保険者中137番目に高い保険料となっているのが現状です。令和6年度における介護認定者数については、前年度に比べ6人増の282人となっております。特に、要介護1では14人増となり、介護サービス給付費増額の要因となっています。見込みではあるが、令和6年度の介護保険料収納率及び滞納状況については下表のとおりとなっております。

この数字については省略させていただきますが、ア、介護保険料収納率、イ、滞納状況、次に、見込みではあるが、令和6年度の介護サービスにおける町内外別の利用者数は、下表のとおりとなっております。

所見として、①介護申請の認定結果については、入院患者の場合、病状などが安定するのを待つといった場合もあるようであるが、早期に結果が得られるよう対応願いたい。

②高齢者の健康維持のため、医療福祉関係者及び担当課ともにフレイル予防等の対策と施設運営の在り方について再検証し、利用者向上に向け、創意工夫し実行すること。

③総合保健福祉施設における各施設の運営状況に関して、各施設の収支と役割を再認識し、経営戦略推進係と連携の上、適切な施設運営に向けて早期に見直しをするなど、改善を図るように取り組むこと。

④みんなで支える介護保険制度のため、毎年繰り出される一般会計からの繰入金の減額や公債費などの支出抑制に向け、収支改善を図ること。

⑤介護及び在宅サービスについては、利用者のニーズに即した対応が重要であるため、介護の在り方を再検証し、実行すること。

⑥介護保険等運営協議会の委員構成についても、医療・福祉の専門家を選定し、より実効性のある施策の実施や事業運営に努めること。

⑦介護老人保健施設は、国保病院を併設していることが強みとなっているが、国保病院とともに身のたけに合った財政運営を図るため、在り方の見直しを図ること。

様々に申し上げましたが、それらを所管事務調査で現地視察や事務調査をしましたが、所管などなどにはいろいろなエネルギーや時間、そしていろいろな質疑や議論をさせてもらいました。これを勝手な報告と思わないで、次の豊浦町の前進のためにワンチームで取り組んでいただくことを切に要望しておきます。

以上、委員長報告といたします。

何か分からないこと、確認したいことがありましたら承りたいと思いますので、今でも結構ですし、後ほどでも結構でございます。

ご清聴、ありがとうございました。

○議長（勝木嘉則君） ただいまの委員長からの報告に対し、質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これをもって報告済みといたします。

#### ◎発議第2号 議員の派遣について

○議長（勝木嘉則君） 日程第12、発議第2号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付のとおり、行政視察が予定されており、そのように派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり派遣することに決しました。

#### ◎発議第3号 議員の派遣について

○議長（勝木嘉則君） 日程第13、発議第3号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付のとおり、北海道町村議会議員研修会が予定されており、そのように派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり派遣することに決しました。

#### ◎意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

○議長（勝木嘉則君） 日程第14、意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会宣告

○議長(勝木嘉則君) 本日は、これをもって散会といたします。

誠にお疲れさまでした。

午前11時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年6月13日

議 長

署名議員

署名議員